

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）による建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、新たな事務に係る手数料の追加を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和 24 年滋賀県条例第 18 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 建築基準法に基づく事務手数料について、特定業務施設等誘導地区における建築物の容積率等に関する特例の許可の申請に対する審査の手数を新たに設定することとします。（別表第 43 関係）

○都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正によって「特定業務施設等誘導地区」が新設されることに伴い、当該地区における建築物の容積率等に関する特例の許可の申請に対する審査の手数を、新たに設定するもの。

・ 特例の許可の申請に対する審査の手数料 160,000 円

※特定業務施設等：カフェ、インキュベーション施設、集客施設等

- (2) この条例は、この条例の公布の日または改正法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新																
本則・付則 省略 別表第1～別表第42 省略 別表第43 建築基準法に基づく事務手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="239 617 801 667">区分</th><th data-bbox="801 617 1108 667">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="239 667 801 716">(1)～(22)の2の3 省略</td><td data-bbox="801 667 1108 716"></td></tr> <tr> <td data-bbox="239 716 801 954">(新設)</td><td data-bbox="801 716 1108 954"></td></tr> <tr> <td data-bbox="239 954 801 1003">(22)の3～(50) 省略</td><td data-bbox="801 954 1108 1003"></td></tr> </tbody> </table> 注 省略 別表第43の2以下 省略	区分	金額	(1)～(22)の2の3 省略		(新設)		(22)の3～(50) 省略		本則・付則 省略 別表第1～別表第42 省略 別表第43 建築基準法に基づく事務手数料 <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1135 617 1697 667">区分</th><th data-bbox="1697 617 2002 667">金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1135 667 1697 716">(1)～(22)の2の3 省略</td><td data-bbox="1697 667 2002 716"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1135 716 1697 954">(22)の2の4 法第60条の4第1項第3号の 規定に基づく建築物の容積率もしくは建築 面積または同条第2項ただし書の規定に基 づく建築物の高さに関する特例の許可の申 請に対する審査の手数料</td><td data-bbox="1697 716 2002 954">160,000円</td></tr> <tr> <td data-bbox="1135 954 1697 1003">(22)の3～(50) 省略</td><td data-bbox="1697 954 2002 1003"></td></tr> </tbody> </table> 注 省略 別表第43の2以下 省略	区分	金額	(1)～(22)の2の3 省略		(22)の2の4 法第60条の4第1項第3号の 規定に基づく建築物の容積率もしくは建築 面積または同条第2項ただし書の規定に基 づく建築物の高さに関する特例の許可の申 請に対する審査の手数料	160,000円	(22)の3～(50) 省略	
区分	金額																
(1)～(22)の2の3 省略																	
(新設)																	
(22)の3～(50) 省略																	
区分	金額																
(1)～(22)の2の3 省略																	
(22)の2の4 法第60条の4第1項第3号の 規定に基づく建築物の容積率もしくは建築 面積または同条第2項ただし書の規定に基 づく建築物の高さに関する特例の許可の申 請に対する審査の手数料	160,000円																
(22)の3～(50) 省略																	